

横浜市文化施設における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和5年3月10日改訂版）

※適用期間令和5（2023）年3月13日から5月7日まで

目次

- 1 本市文化施設感染症対策の基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
- 2 本ガイドラインの対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
- 3 施設ごとのリスクの確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
- 4 本ガイドラインの対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- 5 参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- 6 施設対策項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p8
- 7 マスク着用は個人の判断が基本となります（厚生労働省チラシ）・・・・・・・・ p10

1 本市文化施設感染症対策の基本的方針

- (1) 本ガイドラインは「令和5年3月13日から5月7日まで」の対応を示したものです。
- (2) 各施設においては、感染症対策として、以下の「施設制限」及び8ページから9ページの「施設対策項目」に沿って対応します。
- (3) 各施設主催事業については、ガイドラインに沿って対策を実施してください。
- (4) 利用者及び施設スタッフに感染（疑い含む）を把握した場合には、添付の資料「文化施設において感染が発生した場合（疑い含む）の基本的対応事項」を参照してご対応ください
- (5) イベント※実施の際は、参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント※を開催する場合には、「感染防止安全計画」を策定のうえ、開催2週間前までに県に提出し、確認・助言を受ける必要があります。

上記以外のイベントは、「感染防止策チェックリスト」を作成し、主催者のホームページや、イベント会場入口等に公表し、イベント終了日より1年間保管してください。

【チェックリストなどフォーマット等（神奈川県 HP）】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/callcenter.html>

※「イベント」とは、事前予約制・チケット販売・時間指定（○時～△時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等）の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）を指します。

（例）出席者が特定されていて、集客しない会議、協議会等はイベントではありません。

施設ごとに本ガイドラインより厳しい制限をかけることは可能です。ただし、その場合は、利用者の皆様に、その理由などをご理解いただくよう、施設から丁寧なご説明をお願いします。

【施設対策内容】

既存予約については、次の制限内容での利用を検討していただき、やむを得ない場合は、予約時の計画通り実施可能とします。

分類	具体的室名	主な制限内容
共通	全室	イベントについては、 ①安全計画を策定し、神奈川県による確認を受けた場合は、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。 ②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

2 本ガイドラインの対象施設

- (1) 区民文化センター
 - a 鶴見区民文化センター（サルビアホール）
 - b 神奈川区民文化センター（かなつくホール）
 - c 港南区民文化センター（ひまわりの郷）
 - d 旭区民文化センター（サンハート）
 - e 磯子区民文化センター（杉田劇場）
 - f 緑区民文化センター（みどりアートパーク）
 - g 青葉区民文化センター（フィリアホール）
 - h 戸塚区民文化センター（さくらプラザ）
 - i 栄区民文化センター（リリース）
 - j 泉区民文化センター（テアトルフォンテ）
 - k 瀬谷区民文化センター（あじさいプラザ）
- (2) 横浜美術館（代替会場含む）
- (3) 横浜みなとみらいホール（代替会場含む）
- (4) 横浜能楽堂
- (5) 横浜にぎわい座
- (6) 横浜赤レンガ倉庫1号館
- (7) 横浜市民ギャラリー
- (8) 横浜市民ギャラリーあざみ野
- (9) 横浜市民文化会館 関内ホール
- (10) 吉野町市民プラザ
- (11) 岩間市民プラザ
- (12) 大倉山記念館
- (13) 長浜ホール
- (14) 久良岐能舞台
- (15) 陶芸センター
- (16) 大佛次郎記念館
- (17) S T スポット

3 施設ごとのリスクの確認

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である（1）接触感染及び（2）飛沫感染のそれぞれについて、スタッフ、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスクの所在を確認してください。また、集客が見込まれる催しについては、（3）集客施設としてのリスクの所在を確認してください。

(1) 接触感染のリスクの確認

他者と共有する物品やドアノブ等の手が触れる場所と頻度を確認します。高頻度接触部位（ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン、電気のスイッチ 等）には特に注意

が必要です。

(2) 飛沫感染のリスクの確認

換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を確認します。

(3) 集客施設としてのリスクの確認

どの程度の人数の移動が見込まれるのか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場者実績等に鑑み、リスクの所在を確認します。

4 本ガイドラインの対象期間

本ガイドラインの取り扱い対象期間は、令和5(2023)年3月13日から5月7日までとします。

なお、感染拡大状況によって国、県等の方針が変更になった場合には、本ガイドラインも改訂いたします。

5 参考（次頁）

(1) 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」

(事務連絡令和5年2月10日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

※抜粋添付

(2) これまで本ガイドラインで参考としていた業種別ガイドラインは以下のものです。

- ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン
- ・博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

なお、最新の業種別ガイドラインはこちらから確認できます。

<https://corona.go.jp/guideline/>

<p>基本的な感染防止策</p>	<p>具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p>
<p>1. イベント参加者の感染対策</p>	
<p>(1) 感染経路に応じた感染対策</p>	
<p>①飛沫感染対策</p> <p>□ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</p> <p>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p>	<p>⊖ マスクを着用しない者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ マスクを着用しない者の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） ▪ 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 <p>○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p>
<p>②エアロゾル感染対策</p> <p>□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> * 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く <p>□ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○ 各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 • 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 • 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス <p>⊖ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p> <p>5</p>

<p>基本的な感染防止策</p>	<p>具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p>
<p>(1) 感染経路に応じた感染対策</p> <p>③接触感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 ❑ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
<p>(2) その他の感染対策</p> <p>④飲食時の感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）
<p>⑤イベント前の感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体制構築の上、検温・検査の実施 ○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

<p>基本的な感染防止策</p>	<p>具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p>
<p>2. 出演者やスタッフの感染対策</p> <p>⑥出演者やスタッフの感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 □ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避 ・ 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保 ・ 本番前後でのマスクの適切な着用 ・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ ○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

〈施設対策項目〉

(対象) 凡例 来場者：公演や企画展などの鑑賞や講座等への参加のため、施設に来訪する方 施設利用者：施設を借りて利用する方 施設管理者：指定管理者			
--	--	--	--

No.	分類	対象	対応
A00	共通	来場者 施設管理者 施設利用者	政府の示す「新しい生活様式」に沿った行動を心掛ける。
A01	共通	来場者	施設入館時に手指消毒又は洗面所で石けんによる手洗いをお願いする。
A02	共通	施設管理者 施設利用者	貸館の公演主催者に対し、各貸出施設の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請する。
A03	共通	来場者 施設管理者 施設利用者	マスクの着用は、個人の判断に委ねることを基本とする一方で、リスクの高い人等に感染させない等、感染対策上又は事業上の理由等により、事業の主催者及び施設管理者がマスクの着用を求めることは許容される。
A04	共通	施設管理者	削除 A03に統合
A05	共通	来場者	削除
A06	共通	施設管理者	来場者が列をつくる場所（受付や出入り口、トイレ等）の床には十分な間隔（最低1m）おきに待機線（マーキング）を貼る。
A07	共通	施設管理者	窓口受付やチケット・物品販売等来場者と対面する場所へのアクリル板や透明ビニールカーテンなどの遮蔽物を設置する。
A08	共通	施設管理者	現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導入を検討するとともに、チケットレス化を検討。できない場合は現金をトレーに載せて対応するなどの工夫をする。
A09	共通	来場者	来館前の検温実施の要請のほか、発熱（37.5℃を目安として）又は風邪の症状がある場合の来館自粛を求める旨を、ホームページ等で周知するとともに、施設の入口に掲示する。
A10	共通	施設管理者	出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。
A11	共通	施設管理者	ユニフォーム等をこまめに洗濯する。
A12	共通	施設管理者	【機械換気による場合】 ・ビル管理法における特定建築物に該当する施設については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ・特定建築物に該当しない施設においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30㎡）が確保できていることを確認すること。 【自然換気による場合】 ・換気回数（部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数）を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とする。 ・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。
A13	共通	施設管理者	手が触れる場所をこまめに消毒する（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン等）。手を触れなくて済む工夫が可能であれば検討する。
A14	共通	施設管理者	コインロッカー、傘立て等、来館者が利用する設備類は、こまめに消毒する。
A15	共通	施設管理者	貸出備品類（楽器を除く）は適宜消毒する。楽器を貸し出す際には、使用前後の手洗をお願いする。
A16	共通	施設利用者	備品を利用する際には前後に石けんによる手洗い又は手指消毒を行うこと。機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
A17	共通	施設管理者	削除
A18	共通	施設管理者 施設利用者	感染対策への協力の呼び掛け（体調不良時の来館とりやめ、マスク着用、ハンカチ持参、施設利用前後の会食の自粛等）や、入場制限、利用定員、などの案内等についての広報（WEBサイト、ちらし掲出等）を行う。
A19	共通	施設利用者	削除
A20	共通	施設管理者	削除

No.	分類	対象	対応
A21	共通	施設管理者	ショップ、カフェ、図書コーナー等については、各業種別ガイドラインを参照して営業する。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会他） 外食業の事業継続のためのガイドライン（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会） 図書館における新型コロナウイルス拡大予防ガイドライン（日本図書館協会）
A22	共通	施設管理者	削除
A23	共通	施設利用者 施設管理者	削除
A24	共通	来場者	A26に統合
A25	共通	施設管理者	削除
A26	共通	来場者 施設管理者 施設利用者	3密、対面や大声での会話を避ける工夫をとる。
A27	共通	施設利用者	こまめな水分補給等、必要に応じて熱中症対策を行う。
A28	共通	施設利用者	ごみは利用者が持ち帰る。
A29	共通	施設利用者	削除
A30	共通	施設管理者	削除
A31	共通	施設管理者	所属長等は、執務前までに施設職員の健康状態を確認すること。施設職員は、発熱やかぜ等の症状がある場合は所属長等に速やかに報告する。 施設職員から体調不良の報告を受けた所属長等は、当該職員を帰宅させる等の対応を直ちに検討する。
A32	共通	施設管理者	施設において、施設職員や利用者の感染（疑い含む）を把握した場合には、報告様式に基づき、文化振興課あてに、速やかに報告する。
A33	共通	施設管理者 施設利用者	イベントについては、 ①安全計画を策定し、神奈川県による確認を受けた場合 ・ 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。 ②それ以外の場合 ・ 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。 ・ この場合、神奈川県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。 【チェックリストのフォーマット等（神奈川県HP）】 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/callcenter.html
A33-2	共通	施設管理者 施設利用者	削除
A34	共通	施設管理者 施設利用者	催しについてチケットの販売数の考え方をできるだけ周知する。 また、入場時の検温の結果によっては入場をお断りすること、その際の払戻の規定等について周知を行う。
A35	共通	施設管理者 施設利用者	削除
A36	共通	施設利用者	合唱を行う際は、使用する部屋や練習・本番等の利用実態にかかわらず、歌い手同士の距離については、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（一般社団法人全日本合唱連盟策定）を遵守する。 常時換気のできない場合は、30分に1回、5分以上の休憩をとり、換気を行う。
A37	共通	施設管理者 施設利用者	削除

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

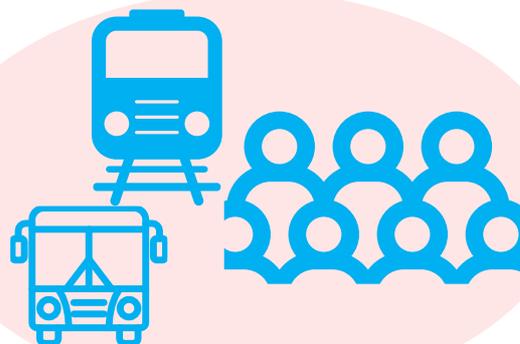
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります